

一般廃棄物処理業の手引(令和8年3月版)改訂内容新旧対照表

	頁	概要	令和7年3月版(旧)	令和8年3月版(新)
1	表紙	発行年月	令和7年3月	令和8年3月
2	凡例	法令・要綱等の基準日 (改正のあった関係法令 の施行年月日に修正)	*法令、要綱等については令和6年4月1日現在のものです。	*法令、要綱等については令和7年4月1日現在のものです。
3	目次	(X様式集 ◇様式一覧 ◇の次行～)	◇ 各担当部署一覧 ◇……………223 ◇ 清掃協議会の案内図 ◇……………224	◇ 届出・記入例集 ◇ ◇ 各担当部署一覧 ◇ ◇ 清掃協議会の案内図 ◇
4	P.1		※ 廃棄物とは …… 占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。 (平成 30 年 3 月 30 日 環循規発第 18033028 号環境省通知)	※ 廃棄物とは …… 占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。 (令和 3 年 4 月 14 日 環循規発第 2104141 号環境省通知)
5	P.30	1 新規許可申請 (1)特別区内において 初めて業の許可を申請 するとき	区長が定める試験(以下「能力認定試験」という。)に合格していなければなりません。能力認定試験は、「収集運搬業」と「処分業」に区分されており、別々に実施されます(令和7年3月現在、収集運搬業の能力認定試験は、実施していません。)。試験日、申込期間等は、年度ごとに定められます。なお、個人として許可を取得した場合、取得後5年を経過しないと、法人への変更はできません。	区長が定める試験(以下「能力認定試験」という。)に合格していなければなりません。能力認定試験は、「収集運搬業」と「処分業」に区分されており、別々に実施されます(令和8年3月現在、収集運搬業の能力認定試験は、実施していません。)。試験日、申込期間等は、年度ごとに定められます。なお、個人として許可を取得した場合、取得後5年を経過しないと、法人への変更はできません。
6	P.39	(2)変更許可事項及び 添付書類	(表右上に枠囲み追加)	届出・申請記入例集 31 頁～34 頁
7	P.42	(2)変更承認事項及び 添付書類	(表右上に枠囲み追加)	届出・申請記入例集 21 頁～29 頁
8	P.46	(2)変更事項及び添付 書類	(表右上に枠囲み追加)	届出・申請記入例集 2 頁～19 頁

9	P.54	(1)実績報告書の作成	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th colspan="2">作成方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般廃棄物 処理実績報 告書 【様式No.10】 * 略</td> <td>収集運搬業</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>処分業</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">区別一般廃 棄物処理量 実績調査票 【様式No.11】 * 略</td> <td>収集運搬業</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>処分業</td> <td>① 取り扱う一般廃棄物の種類ごとに作成する。 ② 処分施設ごとに、排出場所の所在区ごと・月ごとに集計し、「民間」の欄の排出場所所在区の欄に記入する。 ③ 施設ごとに1部作成し、提出する。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	作成方法		一般廃棄物 処理実績報 告書 【様式No.10】 * 略	収集運搬業	略		処分業	略	区別一般廃 棄物処理量 実績調査票 【様式No.11】 * 略	収集運搬業	略	処分業	① 取り扱う一般廃棄物の種類ごとに作成する。 ② 処分施設ごとに、排出場所の所在区ごと・月ごとに集計し、「民間」の欄の排出場所所在区の欄に記入する。 ③ 施設ごとに1部作成し、提出する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th colspan="2">作成方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般廃棄物 処理実績報 告書 【様式No.10】 * 略</td> <td>収集運搬業</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>処分業</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">区別一般廃 棄物処理量 実績調査票 【様式No.11】 * 略</td> <td>収集運搬業</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>処分業</td> <td>① 取り扱う一般廃棄物の種類ごとに作成する。 ② 処分施設ごとに、排出場所の所在区ごと・月ごとに集計し、「民間」の欄の排出場所所在区の欄に記入する。 ③ 施設ごとに1部作成し、提出する。 ④ 実績がない場合は実績なしと表記し、提出する。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	作成方法		一般廃棄物 処理実績報 告書 【様式No.10】 * 略	収集運搬業	略		処分業	略	区別一般廃 棄物処理量 実績調査票 【様式No.11】 * 略	収集運搬業	略	処分業	① 取り扱う一般廃棄物の種類ごとに作成する。 ② 処分施設ごとに、排出場所の所在区ごと・月ごとに集計し、「民間」の欄の排出場所所在区の欄に記入する。 ③ 施設ごとに1部作成し、提出する。 ④ 実績がない場合は実績なしと表記し、提出する。
			名称	作成方法																												
一般廃棄物 処理実績報 告書 【様式No.10】 * 略	収集運搬業	略																														
	処分業	略																														
区別一般廃 棄物処理量 実績調査票 【様式No.11】 * 略	収集運搬業	略																														
	処分業	① 取り扱う一般廃棄物の種類ごとに作成する。 ② 処分施設ごとに、排出場所の所在区ごと・月ごとに集計し、「民間」の欄の排出場所所在区の欄に記入する。 ③ 施設ごとに1部作成し、提出する。																														
名称	作成方法																															
一般廃棄物 処理実績報 告書 【様式No.10】 * 略	収集運搬業	略																														
	処分業	略																														
区別一般廃 棄物処理量 実績調査票 【様式No.11】 * 略	収集運搬業	略																														
	処分業	① 取り扱う一般廃棄物の種類ごとに作成する。 ② 処分施設ごとに、排出場所の所在区ごと・月ごとに集計し、「民間」の欄の排出場所所在区の欄に記入する。 ③ 施設ごとに1部作成し、提出する。 ④ 実績がない場合は実績なしと表記し、提出する。																														
10	P.58	(7)対象となる期間、提出期限及び提出方法等	<p>① 実績報告書作成において集計が必要な期間及び対象物 令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)に処理をした一般廃棄物</p> <p>② 令和6年度分実績報告書の提出期限 令和7年4月30日(水)厳守</p>	<p>① 実績報告書作成において集計が必要な期間及び対象物 令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)に処理をした一般廃棄物</p> <p>② 令和7年度分実績報告書の提出期限 令和8年4月30日(木)厳守</p>																												
11	P.66	(3)非医療廃棄物	<p>医療関係機関から排出される廃棄物でも、医療事務等医療行為以外の事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、「普通ごみ」の許可を受けている業者であれば取り扱うことができ、非感染性一般廃棄物同様に、指定処理施設で受け入れています。</p> <p>ただし、指定処理施設に持ち込むにあたっては、非感染性一般廃棄物と同様に、医療関係機関が、事前に医療廃棄物排出状況申告書【様式No.28】を所在する区の清掃事務所に提出して確認を受ける必要があります。(品川区を除く)</p>	<p>医療関係機関から排出される廃棄物でも、医療事務等医療行為以外の事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、「普通ごみ」の許可を受けている業者であれば取り扱うことができ、非感染性一般廃棄物同様に、指定処理施設で受け入れています。</p> <p>ただし、指定処理施設に持ち込むにあたっては、非感染性一般廃棄物と同様に、医療関係機関が、事前に医療廃棄物排出状況申告書【様式No.28】を所在する区の清掃事務所に提出して確認を受ける必要があります。(品川区・世田谷区を除く)</p>																												

12	P.67	<p>4 医療関係機関から排出される紙おむつを指定処理施設へ持ち込む場合</p> <p>[表] 感染症ごとの紙おむつの取扱い</p>	<p>[表] 感染症ごとの紙おむつの取扱い</p> <p>○: 感染性廃棄物 ×: 非感染性廃棄物</p> <table border="1" data-bbox="589 181 1305 882"> <thead> <tr> <th>感染症法の分類</th> <th>感染症名</th> <th>紙おむつの取扱い*1</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一類</td> <td>略</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二類</td> <td>略</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三類</td> <td>略</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四類</td> <td>E型肝炎、A型肝炎、炭疽、鳥インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、ボツリヌス症、オムスク出血熱、エムポックス(旧サル痘)、重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)、ニパウイルス感染症、鼻疽、ヘンドラウイルス感染症、類鼻疽、レプトスピラ症</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>×</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	感染症法の分類	感染症名	紙おむつの取扱い*1	備考	一類	略	○		二類	略	○		三類	略	○		四類	E型肝炎、A型肝炎、炭疽、鳥インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、ボツリヌス症、オムスク出血熱、エムポックス(旧サル痘)、重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)、ニパウイルス感染症、鼻疽、ヘンドラウイルス感染症、類鼻疽、レプトスピラ症	○		略	×	略	<p>[表] 感染症ごとの紙おむつの取扱い</p> <p>○: 感染性廃棄物 ×: 非感染性廃棄物</p> <table border="1" data-bbox="1350 181 2067 882"> <thead> <tr> <th>感染症法の分類</th> <th>感染症名</th> <th>紙おむつの取扱い*1</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一類</td> <td>略</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二類</td> <td>略</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三類</td> <td>略</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四類</td> <td>E型肝炎、A型肝炎、炭疽、鳥インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、ボツリヌス症、オムスク出血熱、エムポックス、重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)、ニパウイルス感染症、鼻疽、ヘンドラウイルス感染症、類鼻疽、レプトスピラ症</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>×</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	感染症法の分類	感染症名	紙おむつの取扱い*1	備考	一類	略	○		二類	略	○		三類	略	○		四類	E型肝炎、A型肝炎、炭疽、鳥インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、ボツリヌス症、オムスク出血熱、エムポックス、重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)、ニパウイルス感染症、鼻疽、ヘンドラウイルス感染症、類鼻疽、レプトスピラ症	○		略	×	略
感染症法の分類	感染症名	紙おむつの取扱い*1	備考																																															
一類	略	○																																																
二類	略	○																																																
三類	略	○																																																
四類	E型肝炎、A型肝炎、炭疽、鳥インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、ボツリヌス症、オムスク出血熱、エムポックス(旧サル痘)、重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)、ニパウイルス感染症、鼻疽、ヘンドラウイルス感染症、類鼻疽、レプトスピラ症	○																																																
	略	×	略																																															
感染症法の分類	感染症名	紙おむつの取扱い*1	備考																																															
一類	略	○																																																
二類	略	○																																																
三類	略	○																																																
四類	E型肝炎、A型肝炎、炭疽、鳥インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、ボツリヌス症、オムスク出血熱、エムポックス、重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)、ニパウイルス感染症、鼻疽、ヘンドラウイルス感染症、類鼻疽、レプトスピラ症	○																																																
	略	×	略																																															

	P.67 つづき		五類	略 <u>インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)</u> 、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。)、 <u>クラミジア肺炎(オウム病を除く。)</u> 、 <u>クロイツフェルト・ヤコブ病</u> 、 <u>侵襲性インフルエンザ菌感染症</u> 、 <u>侵襲性髄膜炎菌感染症</u> 、 <u>侵襲性肺炎球菌感染症</u> 、 <u>性器ヘルペスウイルス感染症</u> 、 <u>尖圭コンジローマ</u> 、 <u>伝染性紅斑</u> 、 <u>播種性クリプトコックス症</u> 、 <u>マイコプラズマ肺炎</u> 、 <u>流行性耳下腺炎</u> 、 <u>淋菌感染症</u>	○	略		五類	略 _____ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。)、_____クロイツフェルト・ヤコブ病、 <u>侵襲性インフルエンザ菌感染症</u> 、 <u>侵襲性髄膜炎菌感染症</u> 、 <u>侵襲性肺炎球菌感染症</u> 、 <u>性器ヘルペスウイルス感染症</u> 、 <u>尖圭コンジローマ</u> 、 <u>伝染性紅斑</u> 、 <u>播種性クリプトコックス症</u> 、_____流行性耳下腺炎、 <u>淋菌感染症</u> 、 <u>上記以外の急性呼吸器感染症</u>	○	略	
			新型インフルエンザ等感染症	略	○			新型インフルエンザ等感染症	略	○		
			新感染症		○			新感染症		○		
			*1略 *2略 *3出典「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル(令和5年5月環境省)」		*1略 *2略 *3出典「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル(令和7年4月環境省)」							
13	P.68	5 医療関係機関収集届	医療関係機関から排出される一般廃棄物(医療廃棄物以外の「普通ごみ」の場合を含む。)を収集・運搬する場合には、清掃協議会に提出する作業場所の増加の変更届のほか、医療関係機関収集届を医療関係機関との契約締結後 10 日以内に当該区に届けてください。	医療関係機関から排出される一般廃棄物(医療廃棄物以外の「普通ごみ」の場合を含む。)を収集・運搬する場合には、清掃協議会に提出する作業場所の増加の変更届のほか、医療関係機関収集届を医療関係機関との契約締結後 10 日以内に当該区に届けてください。 *1								

14	P.68	(2)添付書類	*【様式No.26・28・29】は、独自の様式を定めている区がありますので、各区にお問い合わせください。	* <u>1</u> 【様式No.26・28・29】は、独自の様式を定めている区や提出を求めている区がありますので、各区にお問い合わせください。																		
15	P.69	感染性廃棄物の判断フロー図（※印）	*5 医療器材(注射針、メス、ガラスくず等)、ディスプレイの医療器材(ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿、マスク等)、紙おむつ、標本(検体標本)等 なお、インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつ(P.67「感染症ごとの紙おむつの取扱い」参照)は、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。	*5 医療器材(注射針、メス、ガラスくず等)、ディスプレイの医療器材(ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿、マスク等)、紙おむつ、標本(検体標本)等 なお、インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつ(P.67「感染症ごとの紙おむつの取扱い」参照)は、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。																		
16	P.72	(1)継続持込みの申請手続きについて ②提出書類(清掃一組処理施設へ搬入する場合)	<table border="1"> <tr><td>2</td><td>略</td></tr> <tr><td>3</td><td>略</td></tr> <tr><td>4</td><td>略</td></tr> <tr><td>5</td><td>略</td></tr> </table> <p>* 最終処分場へ搬入する場合の提出資料は、清掃事務所に問い合わせてください。</p>	2	略	3	略	4	略	5	略	<table border="1"> <tr><td>2</td><td>略</td></tr> <tr><td>3</td><td>略</td></tr> <tr><td>4</td><td>略</td></tr> <tr><td>5</td><td>略</td></tr> <tr><td>6</td><td>交付物の受取りを郵送で希望する場合宛名を明記したレターパック</td></tr> </table> <p>* 最終処分場へ搬入する場合の提出資料は、清掃事務所に問い合わせてください。</p>	2	略	3	略	4	略	5	略	6	交付物の受取りを郵送で希望する場合宛名を明記したレターパック
2	略																					
3	略																					
4	略																					
5	略																					
2	略																					
3	略																					
4	略																					
5	略																					
6	交付物の受取りを郵送で希望する場合宛名を明記したレターパック																					
17	P.73	(3)持込承認カードの取扱いについて	③ 車両を変更する場合は、事前に清掃協議会で必要な手続きをしたうえで届出を行い、旧車両の持込承認カードははさみで裁断するか、返却してください(P.74(6)②参照)。	③ 車両を変更する場合は、事前に清掃協議会で必要な手続きをしたうえで、 <u>清掃一組へ届出を行ってください。</u> 旧車両の持込承認カードははさみで裁断するか、返却してください(P.74(6)②参照)。																		
18	P.73	(3)持込承認カードの取扱いについて	⑤ 廃棄物継続持込承認書、持込承認カードを紛失・毀損した場合は、 <u>速やかにご連絡ください。</u>	⑤ 廃棄物継続持込承認書、持込承認カードを紛失・毀損した場合は、 <u>清掃一組へ連絡し、継続持込承認書・継続持込承認カード紛失・既存届兼再交付申請書【No.36】を提出してください。</u>																		

19	P.74	<p>(6) 継続持込みの承認内容の変更等について</p> <p>② 提出書類(清掃一組処理施設へ搬入する場合)</p> <p>※()内は文字のポイント数を10.5→7に変更</p>	廃棄物継続持込承認変更届【様式No.32】(控えが必要な場合は2部提出してください。)		廃棄物継続持込承認変更届【様式No.32】(控えが必要な場合は2部提出してください。)		
			添付書類	交付後3か月以内の印鑑証明書	・名称、所在地、代表者、印鑑を変更する場合	添付書類	交付後3か月以内の印鑑証明書
・新たに登録する車両の車検証の写し(ただし、電子自動車検査証の場合は自動車検査証記録事項) ・ <u>空車計量を行った車両を新たに登録する場合</u> 空車計量申請書及び計量証明書(空車計量は、コンテナ専用車、脱着装置付コンテナ専用車及び車検証の車両総重量が10t以上の車両、軽微な補強・改造などを行い実際の車両重量が車検証の車両重量と異なっている車両の場合に行う必要があります。)	・新たに車両を追加する場合(増車) ・車両を入れ替える場合(代替) ・車両重量を変更する場合 ・コンテナを変更する場合	・新たに登録する車両の車検証の写し(ただし、電子自動車検査証の場合は自動車検査証記録事項) ・ <u>空車計量を行った車両を新たに登録する場合</u> 空車計量申請書及び計量証明書(空車計量は、コンテナ専用車、 脱着装置付コンテナ専用車及び車検証の車両総重量が10t以上の車両、軽微な補強・改造などを行い実際の車両重量が車検証の車両重量と異なっている車両の場合に行う必要があります。)		・新たに車両を追加する場合(増車) ・車両を入れ替える場合(代替) ・車両重量を変更する場合 ・コンテナを変更する場合			
一般廃棄物収集運搬業の許可に関する書類	変更承認書の写し 変更届(届出者控)の写し(清掃協議会の受理印が押印されたもの)	・新たに車両を追加する場合(増車) ・車両を入れ替える場合(代替)		一般廃棄物収集運搬業の許可に関する書類	変更承認書の写し 変更届(届出者控)の写し(清掃協議会の受理印が押印されたもの)		・新たに車両を追加する場合(増車) ・車両を入れ替える場合(代替)
		宛名を明記したレターパック		・交付物の受取りを郵送で希望する場合			

20	P.75	(7)代車の使用について	<p>② 代車を使用する場合、事前に代車等使用申請書【様式No.33】に代車で使用する車両の車検証の写し(ただし、電子自動車検査証の場合は自動車検査証記録事項)を添付して申請してください。車検証の所有者又は使用者欄が申請者と異なるときは、借り受けていることが確認できる書類(賃貸借契約書や貸出証明書等の写し)も添付してください。なお、清掃協議会へも変更日から 10 日以内に変更届を提出してください(P.47 表中番号5参照)。</p>	<p>② 代車を使用する場合、事前に代車等使用申請書【様式No.33】に代車で使用する車両の車検証の写し(ただし、電子自動車検査証の場合は自動車検査証記録事項)を添付して申請してください。<u>また交付物の受取りを郵送で希望する場合は、宛先を明記したレターパックも添付してください。</u>車検証の所有者又は使用者欄が申請者と異なるときは、借り受けていることが確認できる書類(賃貸借契約書や貸出証明書等の写し)も添付してください。なお、清掃協議会へも変更日から 10 日以内に変更届を提出してください(P.47 表中番号5参照)。</p>												
21	P.75	(7)代車の使用について	<p>⑤ 代車を使用する必要がなくなった場合には、速やかに代車等使用承認書を返還してください(郵送可)。</p>	<p>⑤ 代車を使用する必要がなくなった場合には、速やかに代車等使用承認書を返却してください(郵送可)。</p>												
22	P.76	(1)臨時持込みの受付・申請手続きについて	<p>③ 提示書類</p> <table border="1" data-bbox="589 651 1323 810"> <tr> <td data-bbox="589 651 645 707">1</td> <td data-bbox="645 651 1323 707">車検証の原本(車両に備え付けのもの)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="589 707 645 762">2</td> <td data-bbox="645 707 1323 762">運転免許証(運転手本人のもの)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="589 762 645 810">3</td> <td data-bbox="645 762 1323 810">その他、指示のあった書類</td> </tr> </table>	1	車検証の原本(車両に備え付けのもの)	2	運転免許証(運転手本人のもの)	3	その他、指示のあった書類	<p>③ 提示書類</p> <table border="1" data-bbox="1355 651 2089 810"> <tr> <td data-bbox="1355 651 1411 707">1</td> <td data-bbox="1411 651 2089 707">車検証の原本(車両に備え付けのもの)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1355 707 1411 762">2</td> <td data-bbox="1411 707 2089 762">運転免許証(運転者本人のもの)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1355 762 1411 810">3</td> <td data-bbox="1411 762 2089 810">その他、指示のあった書類</td> </tr> </table>	1	車検証の原本(車両に備え付けのもの)	2	運転免許証(運転者本人のもの)	3	その他、指示のあった書類
1	車検証の原本(車両に備え付けのもの)															
2	運転免許証(運転手本人のもの)															
3	その他、指示のあった書類															
1	車検証の原本(車両に備え付けのもの)															
2	運転免許証(運転者本人のもの)															
3	その他、指示のあった書類															
23	P.76	(5)その他	<p>② 清掃事務所で確認を受けた当日に搬入してください。受付時間を過ぎた場合は改めて清掃事務所での確認から始めていただく必要があります。</p>	<p>② 清掃事務所で確認を受けた当日に搬入してください。<u>指定処理施設の</u>受付時間を過ぎた場合は改めて清掃事務所での確認から<u>手続きを行って</u>いただく必要があります。</p>												

24	P.77	処理施設別搬入受付時間	<p style="text-align: center;">◇ 処理施設別搬入受付時間 ◇ (令和7年3月現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">施設名</th> <th style="width: 15%;">早朝搬入</th> <th style="width: 15%;">昼間時間帯</th> <th style="width: 15%;">夜間搬入</th> <th style="width: 15%;">日曜搬入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大田^{※1}</td> <td>5:00～8:00</td> <td>8:20～15:45</td> <td>15:45～21:45</td> <td>7:00～8:00 8:20～12:00 13:00～15:45</td> </tr> <tr> <td>多摩川</td> <td>—</td> <td>8:20～15:45</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>世田谷</td> <td>5:00～8:00</td> <td>8:20～15:45</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>千歳</td> <td>5:00～8:00</td> <td>8:20～15:45</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 搬入終了時間の 15 分前には、受付を済ませてください。</p> <p>* 全ての施設で、平日昼休み(12:00～13:00)も受付を行っています。</p> <p>* 代車による搬入は、平日の昼間時間帯(昼休みを除く)に限ります。</p> <p>* 北清掃工場、江戸川清掃工場は現在建替え中です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>※1 隣接する大田清掃工場第一工場は、搬入先変更時の変更先として案内します(搬入計画は定めません)。</p> </div>	施設名	早朝搬入	昼間時間帯	夜間搬入	日曜搬入	大田 ^{※1}	5:00～8:00	8:20～15:45	15:45～21:45	7:00～8:00 8:20～12:00 13:00～15:45	多摩川	—	8:20～15:45	—	—	世田谷	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—	千歳	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—	<p style="text-align: center;">◇ 処理施設別搬入受付時間 ◇ (令和8年3月現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">施設名</th> <th colspan="3" style="text-align: center; color: red;">平日(月曜～土曜)</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">日曜搬入</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">早朝搬入</th> <th style="width: 15%;">昼間時間帯</th> <th style="width: 15%;">夜間搬入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大田 (新)</td> <td>5:00～8:00</td> <td>8:20～15:45</td> <td>15:45～21:45</td> <td>7:00～8:00 8:20～12:00 13:00～15:45</td> </tr> <tr> <td>大田 (第一)</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center; color: red;">8:20～15:45</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>多摩川</td> <td>—</td> <td>8:20～15:45</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>千歳</td> <td>5:00～8:00</td> <td>8:20～15:45</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 搬入終了時間の 15 分前には、受付を済ませてください。</p> <p>* 全ての施設で、平日昼休み(12:00～13:00)も受付を行っています。</p> <p>* 代車による搬入は、平日の昼間時間帯(昼休みを除く)に限ります。</p> <p>* 北清掃工場、<u>世田谷清掃工場</u>、江戸川清掃工場は現在建替え中です。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; color: red;"> <p>全文・粹削除</p> </div>	施設名	平日(月曜～土曜)			日曜搬入	早朝搬入	昼間時間帯	夜間搬入	大田 (新)	5:00～8:00	8:20～15:45	15:45～21:45	7:00～8:00 8:20～12:00 13:00～15:45	大田 (第一)	—	8:20～15:45	—	—	多摩川	—	8:20～15:45	—	—	千歳	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—
施設名	早朝搬入	昼間時間帯	夜間搬入	日曜搬入																																																					
大田 ^{※1}	5:00～8:00	8:20～15:45	15:45～21:45	7:00～8:00 8:20～12:00 13:00～15:45																																																					
多摩川	—	8:20～15:45	—	—																																																					
世田谷	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—																																																					
千歳	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—																																																					
施設名	平日(月曜～土曜)			日曜搬入																																																					
	早朝搬入	昼間時間帯	夜間搬入																																																						
大田 (新)	5:00～8:00	8:20～15:45	15:45～21:45	7:00～8:00 8:20～12:00 13:00～15:45																																																					
大田 (第一)	—	8:20～15:45	—	—																																																					
多摩川	—	8:20～15:45	—	—																																																					
千歳	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—																																																					
25	P.79	(6) 持ち込みに対する制限 (清掃一組処理施設へ搬入する場合)	<p>① 廃棄物の受入拒否(持ち帰り指示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>持ち込んで是不ならない物</u>(P.80 指定処理施設へ持ち込むことができない物参照)を持ち込んだとき。 ・車両基準(P.71 1(2)参照)に反するとき。 ・承認された廃棄物、<u>処理施設を守らない</u>とき。 ・指定搬入出路を<u>守らない</u>とき。 ・持込承認カード(代車の場合は代車等使用承認書)不携帯のとき。 ・搬入物検査を拒否したとき。 ・その他、<u>管理者が受け入れることが適当でない</u>と認めるとき等。 	<p>① 廃棄物の受入拒否(持ち帰り指示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>法令及び規則等により一組施設への持込を禁止している廃棄物</u>(P.80 指定処理施設へ持ち込むことができない物参照)を持ち込んだとき。 ・<u>環境省令等関係規定に基づく非感染性表示がされていない医療廃棄物を持ち込んだとき</u>。 ・車両基準(P.71 1(2)参照)に反するとき。 ・承認された廃棄物 <u>及び</u> 処理施設に <u>反する</u> とき。 ・指定搬入出路に <u>反する</u> とき。 ・持込承認カード(代車の場合は代車等使用承認書)不携帯のとき。 ・搬入物検査を拒否したとき。 ・その他、<u>関係法令等に違反した</u> とき等。 																																																					

26	P.79	(6) 持込みに対する制限 (清掃一組処理施設へ搬入する場合)	② 搬入先等の制限 ・搬入計画を守らず諸施設の運営に支障を及ぼしたとき。 ・搬入物検査の集中実施を行うとき等。 ・持込みにおける遵守事項に違反する行為を続け、改善が認められないとき。	② 搬入先等の制限 ・搬入計画を守らず、 <u>一組</u> 施設の運営に支障を及ぼしたとき。 ・搬入物検査の集中実施を行うとき。 ・ <u>廃棄物の受入拒否(持ち帰り指示)に該当する違反行為で指導を受けた者が、その後も違反行為を繰り返し、改善が見られないとき。</u>
27	P.79	(6) 持込みに対する制限 (清掃一組処理施設へ搬入する場合)	③ 継続持込みの停止 ・処理施設に重大な影響を与えるなど悪質な搬入をしたとき、又はしようとしたとき。 ・廃棄物処理手数料等の滞納があるとき。 ・持込承認カードの不正使用があるとき。	③ 継続持込みの停止 ・ <u>搬入先等の制限を受けた者が、その後も違反行為を繰り返し、改善が見られないとき。</u> ・処理施設に重大な影響を与えるなど悪質な搬入をしたとき、又はしようとしたとき。 ・廃棄物処理手数料等の滞納があるとき。 ・持込承認カードの不正使用があるとき。
28	P.79	(6) 持込みに対する制限 (清掃一組処理施設へ搬入する場合)	④ 継続持込承認の取消し ・継続持込みの停止によっても改善されないとき。 ・処理施設に極めて重大な影響を与えるなど悪質な搬入をしたとき、又はしようとしたとき。 ・継続持込車両の改造等を許可区の区長(清掃協議会)へ届け出ず、重大かつ悪質であるとき。 ・一般廃棄物収集運搬業の許可を取り消されたとき。 ・法の欠格要件に該当するとき。	④ 継続持込承認の取消し ・ <u>継続持込みの停止を受けた者が、その後も違反行為を繰り返し、改善が見られないとき。</u> ・処理施設に極めて重大な影響を与えるなど悪質な搬入をしたとき、又はしようとしたとき。 ・継続持込車両の改造等を許可区の区長(清掃協議会)へ届け出ず、重大かつ悪質であるとき。 ・一般廃棄物収集運搬業の許可を取り消されたとき。 ・法の欠格要件に該当するとき。
29	P.82	◇ 清掃一組処理施設 (清掃工場・中防等)一 覧 ◇	(令和7年3月現在)	(令和8年3月現在)

30	P.82	◇ 清掃一組処理施設 (清掃工場・中防等)一 覧 ◇	多摩川清掃工場	〒146-0092 大田区下丸子 2-33-1	3757-5383	多摩川清掃工場	〒146-0092 大田区下丸子 2-33-1	3757-5383
			世田谷清掃工場	〒157-0074 世田谷区大蔵 1-1-1	3416-5355	千歳清掃工場	〒156-0056 世田谷区八幡山 2-7-1	3302-2590
			千歳清掃工場	〒156-0056 世田谷区八幡山 2-7-1	3302-2590			
31	P.82	◇ 清掃一組処理施設 (清掃工場・中防等)一 覧 ◇	中防処理施設管 理事務所	〒135-0066 江東区海の森 2-4-79	3599-5324	中防処理施設管 理事務所	〒135-0066 江東区海の森 2-4-79	3599-5324
			品川清掃作業所 (し尿関係)	〒140-0003 品川区八潮 1-4-11	3799-5361	品川清掃作業所 (し尿関係)	〒140-0003 品川区八潮 1-4-11	3799-5361
			京浜島不燃ごみ 処理センター	〒143-0003 大田区京浜島 3-7-1	3799-5311	京浜島不燃ごみ 処理センター	〒143-0003 大田区京浜島 3-7-1	3799-5311
*北清掃工場、世田谷清掃工場、江戸川清掃工場は現在建替え中です。								
32	P.218	見本No.8-1 最近3か月の運搬量一 覧	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最近3か月の運搬量一覧は、取り扱う一般廃棄物が『普通ごみ』の場合のみ記入すること。 ・ 『普通ごみ』を扱う車両は全て記入すること。(食品リサイクルや、民間施設搬入も含む。) ・ 運搬量はt単位で小数点第1位まで記入すること。 ・ 枠内に記入しきれない場合は、別紙【見本No.8-2】を併せて提出すること。 ・ 車種は塵芥車、コンテナ車、ダンプ車等と記入し、稼働運搬車のみ記入すること。 <p>予備車を稼働車の代車として使用した場合は、予備車(代車)と記入し、その分の運搬量を記載すること。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・ 最近3か月の運搬量一覧は、取り扱う一般廃棄物が『普通ごみ』の場合のみ記入すること。 ・ 『普通ごみ』を扱う車両は全て記入すること。(食品リサイクルや、民間施設搬入も含む。) ・ 運搬量はt単位で小数点第1位まで記入すること。 ・ 最近3か月における稼働運搬車すべての運搬量について記入すること。 ・ 枠内に記入しきれない場合は、別紙【見本No.8-2】を併せて提出すること。 ・ 車種は塵芥車、コンテナ車、ダンプ車等と記入し、稼働運搬車のみ記入すること。 <p>予備車を稼働車の代車として使用した場合は、予備車(代車)と記入し、その分の運搬量を記載すること。</p>		

33	P.219	見本№8-2 最近3か月の運搬量一 覧	<ul style="list-style-type: none"> 増車理由書(見本№8-1)の枠内に記入しきれない場合のみ、増車理由書と併せて提出すること。 『普通ごみ』を扱う車両は全て記入すること。(食品リサイクルや、民間施設搬入も含む。) 取り扱う一般廃棄物が『普通ごみ』の場合のみ記入すること。 運搬量はt単位で小数点第1位まで記入すること。 車種は塵芥車、コンテナ車、ダンプ車等と記入し、稼働運搬車のみ記入すること。 <p>予備車を稼働車の代車として使用した場合は、予備車(代車)と記入し、その分の運搬量を記載すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 増車理由書(見本№8-1)の枠内に記入しきれない場合のみ、増車理由書と併せて提出すること。 『普通ごみ』を扱う車両は全て記入すること。(食品リサイクルや、民間施設搬入も含む。) 取り扱う一般廃棄物が『普通ごみ』の場合のみ記入すること。 運搬量はt単位で小数点第1位まで記入すること。 最近3か月における稼働運搬車すべての運搬量について記入すること。 車種は塵芥車、コンテナ車、ダンプ車等と記入し、稼働運搬車のみ記入すること。 <p>予備車を稼働車の代車として使用した場合は、予備車(代車)と記入し、その分の運搬量を記載すること。</p>																																																												
34	P.222 の次頁	ページ追加	(届出・申請記入例集なし)	(届出・申請記入例集を追加)																																																												
35	P.223	各担当部署一覧 品川区	<p style="text-align: center;">各担当部署一覧 (令和7年3月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>担当部署</th> <th colspan="2">〒・所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>品川</td> <td>都市環境部 品川清掃事務所 許 可指導係</td> <td>141-0032</td> <td>大崎 1-14-1</td> <td>3490-7034</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>世田 谷</td> <td>清掃・リサイクル部 事 業課 指導許可担当</td> <td>156-0043</td> <td>世田谷区松 原6-3-5 梅丘分庁舎2 階</td> <td>6304-3263</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区	担当部署	〒・所在地		電話番号	略	略	略	略	略	品川	都市環境部 品川清掃事務所 許 可指導係	141-0032	大崎 1-14-1	3490-7034	略	略	略	略	略	世田 谷	清掃・リサイクル部 事 業課 指導許可担当	156-0043	世田谷区松 原6-3-5 梅丘分庁舎2 階	6304-3263	略	略	略	略	略	<p style="text-align: center;">各担当部署一覧 (令和8年3月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>担当部署</th> <th colspan="2">〒・所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>品川</td> <td>都市環境部 品川清掃事務所 事 業係</td> <td>141-0032</td> <td>大崎 1-14-1</td> <td>3490-7051</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>世田 谷</td> <td>環境政策部 清掃・リ サイクル推進課 指導 許可担当</td> <td>156-0043</td> <td>松原 6-3-5 梅丘分庁舎 2 階</td> <td>6304-3263</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区	担当部署	〒・所在地		電話番号	略	略	略	略	略	品川	都市環境部 品川清掃事務所 事 業係	141-0032	大崎 1-14-1	3490-7051	略	略	略	略	略	世田 谷	環境政策部 清掃・リ サイクル推進課 指導 許可担当	156-0043	松原 6-3-5 梅丘分庁舎 2 階	6304-3263	略	略	略	略	略
区	担当部署	〒・所在地		電話番号																																																												
略	略	略	略	略																																																												
品川	都市環境部 品川清掃事務所 許 可指導係	141-0032	大崎 1-14-1	3490-7034																																																												
略	略	略	略	略																																																												
世田 谷	清掃・リサイクル部 事 業課 指導許可担当	156-0043	世田谷区松 原6-3-5 梅丘分庁舎2 階	6304-3263																																																												
略	略	略	略	略																																																												
区	担当部署	〒・所在地		電話番号																																																												
略	略	略	略	略																																																												
品川	都市環境部 品川清掃事務所 事 業係	141-0032	大崎 1-14-1	3490-7051																																																												
略	略	略	略	略																																																												
世田 谷	環境政策部 清掃・リ サイクル推進課 指導 許可担当	156-0043	松原 6-3-5 梅丘分庁舎 2 階	6304-3263																																																												
略	略	略	略	略																																																												
36	P.223	ページ番号	P.223	(削除)																																																												
37	P.224	ページ番号	P.224	(削除)																																																												
38	裏表紙	発行年月日	令和7年3月発行	令和8年3月発行																																																												